

のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成三十年六月十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

双葉郡楢葉町大字上小端字センベイ一の七一、一の七二、一の九八、一の九九、一の一三四、一の一五三、一の一五五、一の一五八、一の二一九、一の二七九から一の二八一まで、一の二二四、大字井出字立石二七の一、八二、字八石七三の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、楢葉町森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び楢葉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五百九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成三十年六月十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

喜多方市熊倉町新合字一ノ岩丙二三八五の一から丙二三八五の四まで、丙二三八五の八、字二二ノ岩丙二三八六の一から丙二三八六の五まで、丙二三八六の九、字峠丙二三八七の一から丙二三八七の七まで、丙二三八七の一

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五百十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
平成三十年六月十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 五十嵐力栄 五十嵐末吉 五十嵐武逸 齋藤喜作 山口喜市 齋藤準治 齋藤徹 齋藤義美 齋藤與市 齋藤橘 齋藤周悟 山口幸作 齋藤福江 齋藤章 齋藤竹三 齋藤太市 齋藤喜作 齋藤藤藏 齋藤卯左久 江川芳子 小林雅弘 小林米八 三留嘉平 三留保博 三留三千代 三留芳雄 三留春松 齋藤周伍 齋藤兵四郎

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(平成三十年福島県告示第三百九十二号)によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第五百十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を猪苗代町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
平成三十年六月十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

耶麻郡長瀬村 耶麻郡猪苗代町長瀬地区財産区 耶麻郡猪苗代町長瀬地区

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があった件（平成三十年福島県告示第 四百二十三号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第五百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を新地町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年六月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
齊藤進 斎藤福壽
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があった件（平成三十年福島県告示第 三百九十一号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第五百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年六月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
齋藤寅次郎 斎藤覺四郎 渡部一三三 眞壁孝文
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十年農林水産省告示第八十八号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第五百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年六月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
佐藤好美 佐藤マサ 武藤素吉 花見花央 片桐庄吉 戸田康彦 木村市三郎
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十年農林水産省告示第八百九十二号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第五百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年六月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
渡部安夫 渡部富夫 渡部勇
- 二 通知の内容の要旨

- 2 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(平成三十年農林水産省告示第八百九十三号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第五百十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成三十年六月十二日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成三十年六月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道郡山 湖南線	郡山市湖南町大字舟津 字銅屋六〇二九番五地 先から 同 市湖南町大字舟津 字銅屋六〇二九番五地 先まで	変更前 変更後	八一・〇〇 八五・〇〇	五・〇
		変更後	六八・五〇 六九・二〇	五・〇

(道路計画課)